

2002年(平成14年)12月5日

杉並区外部評価委員会
委員各位

杉並区議会議員 富沢よし子
杉並区議会議員 堀部やすし

「杉並公会堂改築等事業」入札に関する外部評価について(要請)

このたびは、杉並公会堂改築等事業入札に関し、委員会で審議をしていただけることになり、感謝申し上げます。

私たちは、議会でこの問題を所管し、審議を担当している委員として、今回の入札に疑問を持ったため、外部評価委員会(入札監視委員会)でも審議をしてくださるよう繰り返し要請してきたものです。

日本経済の先行きが不透明な中、今回の事業は、区財政に与える影響がきわめて大きく、またそれが長期にわたるものとなっています。このため、委員のみなさんにおかれてましても、議会で指摘が出ている以下の点について、専門的な見地から、必要にして十分な調査・検証を行ってくださいますようお願い申し上げます。



杉並区では、2000年(平成12年)末頃より、入札・契約制度改革を進めてきました。

そのポイントは、①入札業者が一同に集まる機会をなくし、談合の芽を摘むこと(全業者を集めて合同で現場説明会等を行うことを廃止する等)、②入札前に発注者と業者および業者間が接点をもたないようにすること(事務連絡は郵便やFAX等を活用。設計図書は外部のコピー店で販売する等)、③郵送入札のスタート等です。

これらは、今回の入札以前より、議会でも実施を約束されていた内容でした。しかし、残念ながら、今回の入札においては、この約束が反故にされていました。

第一に、2002年(平成14年)1月15日午前9時から正午を指定し、直接杉並区役所にて基本設計図書等の頒布が行われています。第二に、2002年(平成14年)5月7日午前10時より、業者を一堂に集め、現地見学会を実施しています。

多くの業者がこの事業に関心を持ち、入札参加表明をしながら、実際に9月10日の入札に参加してきたのが1グループのみであったことは、すでにご存じのとおりです。

いまだ大林組グループが提示してきた入札額が公表になっておりませんので、それが適正なものかどうか判断できる材料はありませんが、少なくとも①適正な入札作業が行われてこなかったこと、②1グループのみの入札という異例の結果になったことなど検証しなければならない課題が残っています。外部評価委員会としても、独自の立場から慎重に調査・検証を行ってくださいますようお願い申し上げます。

なお、総務省は、最近になって来年1月から開かれる通常国会で地方自治法第244条第2項の3の改正を行い、「公の施設」の管理受託者の範囲を民間事業者にまで拡大することを表明しました。これによって、今回の事業も、仕切り直しをすることで、公会堂という「公の施設」の性格を維持したうえでも、民間が効率的に管理・運営できるようになります。この点についても、住民の施設利用の権利を保障することですので、あわせて調査のうえ、検討されるよう要請いたします。